

貝塚市大規模民間イベント等公民連携支援事業募集要項

地域活性化、交流人口の拡大、地域経済の振興及びシティプロモーションを推進するため、企業版ふるさと納税及びガバメントクラウドファンディング（以下「GCF」という。）を活用して、貝塚市内で開催される大規模な民間イベント等を支援する「貝塚市大規模民間イベント等公民連携支援事業」を実施します。

1. 目的

本要項は、企業版ふるさと納税及びGCFを活用し、市内で開催される大規模な民間イベント等を支援するため、補助対象事業の募集、審査及び選定等に必要な事項を定めるものとする。

2. 募集対象事業

募集対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 貝塚市内を主たる会場として開催される事業であること。
- (2) 本市の地域活性化、交流人口の拡大、地域経済の振興又はシティプロモーションに大きく資する事業であること。
- (3) 広く市外からの集客が見込まれるなど、本市への高い波及効果が期待できる事業であること。
- (4) 応募者が自ら主体となって企画及び運営を行い、事業計画及び収支計画が妥当であり、実施が確実に見込まれる事業であること。
- (5) 法令及び公序良俗に反しない事業であること。
- (6) 特定の宗教活動や政治活動等を目的とする事業でないこと。
- (7) 企業版ふるさと納税を活用する場合にあっては、当該制度の趣旨及び関係法令等に適合する事業であること。
- (8) 集客想定人数が4,000人以上、かつ、予算規模が1,000万円以上の事業であること。
- (9) その他、市長が不適当と認める事業でないこと。

3. 応募資格

- (1) 次のいずれかに該当する法人、団体又は個人事業者（以下「応募者」という。）とし、複数の法人、団体又は個人事業者による共同体（コンソーシアム等）での応募も可とする。ただし、複数の法人、団体又は個人事業者で構成する場合は、代表者を定めることとする。
 - (ア) 法人格を有する民間事業者（株式会社、合同会社、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等）
 - (イ) 個人事業者
 - (ウ) 団体（実行委員会等、イベントの実施を目的として組織され、明確な規約、代表者及び構成員等を有する団体のことをいう。）
 - (エ) その他、市長が特に適当と認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は、応募資格を有しないものとする。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員等に該当する者、あるいは経営に実質的に関与している者

(ウ) 国税及び地方税等の滞納がある者

(エ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者

4. 補助対象経費

(1) 大規模な民間イベント等の円滑な実施に直接要する経費であって、次に掲げるものを対象とする。

(ア) 会場設営費（ステージ設営、仮設トイレ、テント・机・椅子等の設置・撤去に係る経費）

(イ) 会場借上費（イベント会場、控室、専用駐車場の使用料・賃借料）

(ウ) 警備費（雑踏警備員の人件費、交通誘導費、安全対策・救護体制の整備に係る経費）

(エ) 広報宣伝費（イベント告知のためのチラシ・ポスター印刷費、WEB・SNS 広告費、メディア出稿費等）

(オ) 運営委託費（イベント運営、音響・照明、司会進行、事務局業務等の外部委託費）

(カ) 報償費（イベント等開催にかかる出演者等への報奨金）

(キ) 備品借上費（イベント運営に不可欠な機材、無線機、什器等のレンタル料）

(ク) 消耗品購入費（イベント運営に不可欠な消耗品の購入費）

(ケ) 来場者サービス向上経費（バリアフリー対応、シャトルバス運行、多言語表記等のサービス提供経費）

(コ) その他市長が必要と認める経費

(2) 次に掲げる経費は、補助対象経費には含まないものとする。

(ア) 公租公課

(イ) 消費税及び地方消費税

(ウ) 官公署に支払う手数料等

(エ) イベント等主催者又は構成団体の常勤職員の人件費及び事務局の維持管理費（家賃、光熱水費等）

(カ) その他社会通念上不適切と認められる費用

5. 応募書類

応募者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

【共通書類】

(1) 事業実施計画書

(2) 収支計画書

(3) 市税に未納がないことを確認できる書類

- (4) 事業実施等誓約書（様式第 17 号）
- (5) 暴力団員非該当等誓約書（様式第 18 号）
- (6) 過去開催実績報告書
- (7) その他市長が必要と認める書類

【個人事業者の場合の追加書類】

- (1) 住民基本台帳法に基づく住民票の写し（3 箇月以内のもの）
- (2) 個人事業の開廃業等届出書（個人事業で届出済の場合）
- (3) 直近の決算書（個人事業者が新たに事業を開始する場合は、これまでに営んでいた個人事業に係る直近の決算書とする）
- (4) 税務署が発行する納税証明書その 3 の 2
- (5) その他市長が必要と認める書類

【法人の場合の追加書類】

- (1) 履歴事項全部証明書（3 箇月以内のもの）
- (2) 定款の写し
- (3) 直近の決算書（既存の会社が新たに会社を設立して事業を行う場合は、既存会社の直近の決算書とする）
- (4) 税務署が発行する納税証明書その 3 の 3
- (5) その他市長が必要と認める書類

【実行委員会又は共同体の場合の追加書類】

- (1) 規約、会則その他これらに類するもの
- (2) 構成員名簿
- (3) 代表者を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

6. 審査及び選定方法

提出された応募書類をもとに、市内部の審査員で構成する「貝塚市大規模民間イベント等公民連携支援事業審査会議（以下「審査会議」という。）」において審査を行います。

審査は、別表に掲げる審査基準及び配点（合計 100 点）に基づき、複数の審査員が審査を行い、総合評価 7 割以上を採択候補とします。

ただし、「イベント実施基礎（実施体制・安全対策・地域共生）（配点 35 点）」については、イベントを適正かつ安全に実施するための体制を確保する観点から、別途、最低基準を設けます。具体的には、当該項目について、全審査員の評価合計点が 7 割以上であることを採択の最低基準とします。当該項目が 7 割未満となった場合は、総合評価が 7 割以上であっても採択しません。

また、総合評価が 7 割以上であっても、市の重点施策との合致度、財政負担の妥当性、寄附募集の実現可能性等を総合的に勘案し、採択されない場合があります。

なお、採択の決定は、補助金の交付決定を意味するものではありません。

採択後において、イベント実施基礎に係る関係機関との協議が整わない場合や、必要な各種計画等が作成されない場合などは、補助金の交付決定に当たって重要な判断要素として

取り扱います。

また、審査の採点結果及び選定過程に関する申立ては、一切受け付けません。

7. 審査項目、配点及び評価の視点（各審査員の配点）

No	審査項目	配点	評価点（着眼点）	内訳配点
1	イベント実施基礎 （実施体制・安全対策・地域共生）	35	警備計画、救護体制、交通計画の作成状況	9
			消防・警察等関係機関との協議・調整・相談状況	9
			スタッフ体制、実行委員会等の構成、財務状況	8
			自治会等への説明、周辺住民への配慮、苦情対応	9
2	地域への集客・経済効果 （交流人口・経済波及）	35	来場者数の規模	9
			市外来訪者割合、宿泊誘客	9
			飲食・宿泊・物販への波及	9
			地元事業者の活用	8
3	事業の魅力と発展性 （発信力・独創性・継続性）	30	SNS・メディア露出、全国への発信	7
			貝塚らしさ、独自性	8
			公民連携・共創の可能性	8
			翌年度以降の開催計画、収支の自立性	7
合 計		100		100

8. 採択後の手続及び寄附募集

採択された事業について、市は、企業版ふるさと納税及びGCFによる寄附募集を実施します。

採択事業者は、寄附募集に必要な事業内容、事業費、広報素材その他市が必要とする情報の提供に協力するものとします。

企業版ふるさと納税を活用する場合は、地域再生法その他関係法令等に基づき適正に実施するものとします。

また、企業版ふるさと納税による寄附については、寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することはできません。

寄附募集により実際に調達された寄附金の額等を踏まえ、採択事業者は、別に定める貝塚市大規模民間イベント等公民連携支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付申請を行うものとします。

9. 補助金

補助事業が実施されなかった場合、調達した寄附金の額が補助事業に要する経費を上回った場合その他の理由により、寄附金のうち補助金として交付されない額が生じたとき（事業が中止となった場合を含む。）は、当該額に相当する寄附金について、次のとおり取り扱います。

- ① 採択事業者が、翌年度も当該採択事業を実施する意向があり、事業が中止となった年度の翌年度に、再度、当該採択事業について採択された場合は、当該寄附金を、翌年度の当該採択事業に係る補助金に充当するものとします。
- ② 採択事業者が、翌年度に当該採択事業を実施する意向がない場合、又は前号に定める翌年度に再度採択されなかった場合は、当該寄附金について、GCF の場合は寄附金の使い道として「市長におまかせ」を選択いただいたものとし、企業版ふるさと納税の場合は「人が集い、にぎわいと活気のあるまちづくり事業」を選択いただいたものとして、それぞれ該当する事業に充当するものとします。

10. 補助事業の実施期間及び事前着手

補助対象となる事業の実施期間は、原則として当該年度の交付決定の日から当該年度の末日までとします。

ただし、事業の実施に当たりやむを得ない事情があり、市長が必要と認める場合は、交付決定前に事前着手することができます。この場合、応募者は、あらかじめ事前着手届を市長に提出しなければなりません。

なお、事前着手した場合であっても、寄附金の調達状況その他の事情により補助金が交付されない場合があることに留意してください。

11. その他

- (1) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (2) 提出された応募書類は、返却しません。
- (3) 応募内容について、市から追加資料の提出又は説明を求める場合があります。
- (4) 採択後に事業内容、事業費その他の重要な事項を変更する場合は、市長の承認が必要となる場合があります。
- (5) 応募資格又は募集対象事業の要件を満たさないことが判明した場合、その他不正な手段により採択を受けた場合は、採択を取り消すことがあります。
- (6) 補助金の交付後においても、交付要綱等に違反した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (7) この要項に定めのない事項については、市長が別に定めます。

お問い合わせ	
【事業募集・企業版ふるさと納税・ガバメントクラウドファンディングに関すること】 貝塚市総合政策部政策推進課 597-8585 貝塚市島中一丁目 17 番 1 号 電 話 072-433-7240 メール seisaku@city.kaizuka.lg.jp	【事業採択・補助金に関すること】 貝塚市総合政策部魅力づくり推進課 597-8585 貝塚市島中一丁目 17 番 1 号 電 話 072-433-7232 メール miryoku@city.kaizuka.lg.jp